

ゆうパック約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行	改 正
<p>(引受拒絶)</p> <p>第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 荷物が次に掲げるものであるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他当社が特に定めて表示したもの</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(注) (7)のイの当社が特に定めて表示したものは、<u>人に危害を与えるおそれのある動物(学校又は試験所から差し出され、又はこれにあてるものを除きます。)</u>、現金及び複数の個人情報とします。</p>	<p>(引受拒絶)</p> <p>第7条 当社は、次のいずれかに該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 荷物が次に掲げるものであるとき。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他当社が特に定めて表示したもの</p> <p>(8) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(注) (7)のイの当社が特に定めて表示したものは、<u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)に規定する愛護動物</u>、現金及び複数の個人情報とします。</p>